

文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部をする条例を公布する。

令和八年十月七日

文京区長
成
澤
廣

修



文京区条例第四十四号

文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和七年十二月文京区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十三条の二 乳児等通園支援事業者は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。